

附属書 A

(規定)

海自ロジスティクス基盤システム導入後の業務処理要領

A.1 適用範囲

この業務処理要領は、海上自衛隊航空補給処の契約に係る航空機用機器の外注整備において、海自ロジスティクス基盤システム導入後の契約の相手方が実施する業務処理要領について規定する。

A.2 用語及び定義

この仕様書で用いる主な用語及び定義は、**M12S-G-00017**の**1.2**によるほか、次による。

海自ロジスティクス基盤システム（以下、LoDI という。）

海上自衛隊のロジスティクス活動を支える情報システムであり、海上自衛隊が保有する装備品等の構成や諸元、メンテナンスや会計等、様々なデータを保持するデータ基盤である。

A.3 一般的要求事項

契約の相手方は、LoDI 導入に伴い、**ZDS-R-X0001**及びこの業務処理要領に基づいて役務を履行するものとする。また、LoDI に装備品等の構成や諸元を登録する基礎となるデータを作成するため、契約の相手方は、この業務処理要領で指示されたデータを作成し、官側に提出するものとする。

A.4 出荷条件

A.4.1 スtockタグの作成

補本装補第**2072**号及び**ZDS-R-X0001**の**4.1 b)**に規定されるストックタグは作成しないものとする。

A.4.2 包装の表示

包装の表示は、**M12S-G-00017**の**4.5**によるものとするほか、期限管理基準日欄には、契約不適合修補の請求期間を記載し、また、時間管理品目は、使用時間（TSO/TSN）を、航空機用ホイールについては、オーバーホール回数を記入するものとする。

A.4.3 装備品 QR コードの作成

MHP-V-03013の**4.4**に規定されている装備品 QR コードの刻印又は貼付の開始時期は官側の指示による。

A.5 その他の指示

A.5.1 来歴簿及びサービス記録の作成及び維持管理

MHP-V-03013の4に規定される来歴簿及びZDS-R-X0001の5.11に規定されるサービス記録の作成及び記録は実施しないものとする。ただし、役務対象品とともに受領した来歴簿及びサービス記録は、役務履行中は適切に保管し、役務対象品の納入とともに官側へ返納するものとする。

A.5.2 提出データ

提出データについては、付表 A. 1 を標準とする。ただし、LoDI 端末に入力する場合は、この限りではない。

付表 A.1ー提出データ

番号	データ名			提出時期の標準
1	メンテナンス 実績データ	外注フルセット	指図	・ 完成検査時 ・ 返品時（仕掛け止め、分解検査止め）
2			計測文書	完成検査時（時間管理品のみ）
3			来歴	完成検査時（構成品（子機器）を交換した場合）
4		技術対象セット	設備	完成検査時（構成品（子機器）を交換した場合）
5			設備 BOM	完成検査時（子部品を交換した場合）
6	購買依頼一括登録			・ 分解検査成績表に基づく交換部品（寄託品（CPP 含む））の寄託時 ・ 交換部品（寄託品（CPP 含む））の追加に伴う寄託時（変更工事、変更契約）
注記 番号 1 ～番号 6 の入力フォーマット（Microsoft Excel）は、官側から提供する。				

